

情報システム管理規程

(目的)

第1条 この規程は、当会社の情報システムの管理全般について定め、適正な業務の運用・情報の保護及び情報漏洩の防止を目的とする。

(定義)

第2条 当会社の情報システムとは、サーバー、ネットワーク機器、パソコン、パソコン周辺機器、情報記録媒体、通信機器、ミドルウェア、オペレーティングシステム、オペレーティングシステムに導入されるソフトウェア、データベース及びこれらに準ずるもの（以下、総称して「情報システム機器類」という。）を指す。

(情報システム管理責任者)

第3条 当会社は情報システム機器類の管理を適切に行うため、情報システム管理責任者を置く。

2 情報システム管理責任者は、コーポレート推進部長とする。

(情報システム管理責任者の任務)

第4条 情報システム管理責任者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 情報システム機器類の整備及び構築に関する事項
- (2) 情報システム機器類の維持及び管理に関する事項
- (3) 役職員（当会社の業務に従事する当会社における全ての者をいう。以下同じ。）に対する情報システム機器類の利用に関する指示、指導及び監督に関する事項
- (4) 情報システム機器類の利用によって生じうる情報漏洩の防止に関する事項
- (5) その他情報システム機器類に関する事項

(情報システム担当者)

第5条 情報システム管理責任者を補佐する者として、情報システム担当者を置くことができるものとする。

2 情報システム担当者は、情報システム管理責任者が任命するものとする。

(管理台帳の作成、管理)

第6条 情報システム管理責任者は、当会社の情報システム機器類について、管理上必要な事項を記載した管理台帳を作成し、これを適切に管理しなければならない。

(日常の指導、監督)

第7条 情報システム管理責任者は、情報システム機器類が当会社の業務のために有効、かつ、適切に使用されるよう、また、情報の保護及び情報漏洩の防止に向けて、役職員を指導・監督するものとし、役職員は情報システム管理責任者の指導・監督に従わなければならない。

(禁止事項)

第8条 役職員は、情報システム管理責任者の許可なく、次に掲げることを行ってはならない。

- (1) 当会社から貸与されている情報システム機器類以外の情報システム機器類を使用すること
- (2) 当会社から貸与されている情報システム機器類を、利用権限を有しない者に使用させること
- (3) 情報システム機器類に不正にアクセスすること
- (4) 情報システム機器類の内容を勝手に変更すること
- (5) 当会社の情報システム機器類を無断で複製すること
- (6) 情報システム機器類を粗略に取り扱い、破損、紛失又は盗難等を生じさせること
- (7) 業務上の必要がないにもかかわらず、情報システム機器類を社外へ持ち出すこと
- (8) 情報システム機器類のパスワードロック等をせずに離席等をすること
- (9) 業務上の必要がない、又は有害なホームページを閲覧、ダウンロード又はプリントアウトすること
- (10) 業務上の必要がない、又は有害な電子メールを使用すること
- (11) 業務上の必要がない、又は有害な通話を行うこと
- (12) その他情報システム機器類を不正又は不当に使用すること

2 前項の詳細については、情報システム管理責任者が各役職員を指導・監督することができるものとする。

(報告)

第9条 役職員は、次に掲げる場合には、速やかに情報システム管理責任者及び情報システム担当者に報告しなければならない。

- (1) 情報システム機器類が正常に作動しないとき
- (2) 情報システム機器類がウイルスに感染したこと又はその恐れがあることを認識したとき
- (3) 情報システム機器類に蓄積されている情報の改ざん又は抹消を認識したとき
- (4) 当会社の情報システム機器類の正常な運用を妨げる恐れのある電子メールの着信を認識したとき
- (5) 当会社の情報システム機器類を破損又は紛失したとき
- (6) その他当会社の情報システム機器類の正常な運用を妨げる恐れのある事象を認識したとき

(対策)

第10条 情報システム管理責任者は、役職員から前条に定める事項について報告を受けたときは、速やかに適切な対策を講じなければならない。

2 情報システム管理責任者は、前項の目的を達成するため、情報システム機器類を点検し、情報システム機器類に蓄積されている情報を閲覧することができる。

(拒否等の禁止)

第11条 役職員は、情報システム管理責任者が行う前条第2項の閲覧を拒否し、又は妨害して

はならない。

附 則

- 1 この規程は、2012年 7月 1日から施行する。
- 2 この規程は、2013年 2月 7日から改正施行する。
- 3 この規程は、2018年 5月 1日から改正施行する。
- 4 この規程における組織責任者名は組織規程第3条第3項に基づき2025年3月1日より更新する。